

## 第4回千葉市地域福祉計画策定委員会議事録

- 1 開催日時 平成17年10月26日(水)午後4時30分～午後7時00分
- 2 開催場所 千葉市総合保健医療センター 4階 会議室
- 3 出席者 (委員)  
島村 信吾、谷口 多恵、本多 尚世、吉松 卓郎、秋谷 正樹、金澤 務、  
宮本 みち子、山本 美香、川瀬 康行、北 昌司、武井 雅光、  
花島 治彦、原田 正隆、藤野 信太郎  
(事務局)  
古川保健福祉局長、川又保健福祉局次長、飯島健康部長、  
済賀子ども家庭部長、高梨高齢障害部長、弓削田保健福祉総務課長、  
森島地域保健福祉課長、高橋健康企画課長、藤井子ども家庭福祉課長、  
鈴木子育て支援課長、土屋高齢福祉課長、西山介護保険課長、  
栗原障害保健福祉課長、森川保健福祉総務課主幹、  
北田保健福祉総務課課長補佐、高須保健福祉総務課計画調整班主査
- 4 議 題  
(1) 千葉市地域福祉計画「素案」について
- 5 議事概要  
(1) 千葉市地域福祉計画「素案」について  
事務局より、計画書の素案について説明。  
その後、委員同士による意見交換を行った。
- 6 会議の経過  
弓削田課長： 保健福祉総務課長の弓削田でございます。日頃から、大変皆様にお世話になっておりまして、ありがとうございます。  
予定の時刻となりましたので、第4回千葉市地域福祉計画策定委員会を開会させていただきます。なお、今回4時半という前倒しでやらせていただいた関係もございまして、山本委員さん、斉藤委員さん、川瀬委員さん、そして吉松委員さんは、仕事が終わり次第、出席いただくことになっていますので、よろしく願います。  
従いまして、出席委員数は15名のうち11名でございますので、会議は成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、開催にあたりまして、保健福祉局長の古川よりご挨拶させていただきます。

古川局長： 皆さんこんにちは。今日は、第4回千葉市地域福祉計画策定委員会にご出席いただきありがとうございました。

前回の第3回が8月31日でございます、もう2か月たったんですけれども、何か前회가、つい先だっで行われたような新鮮な気持ちがあります。活発なご意見いただきまして、ありがとうございました。

区の地域福祉計画の方の取組でございますけれども、ご承知の通り、10月の第1週から第2週にかけて、土曜または日曜、お休みをしまして、2回目の合同フォーラムを開催し、一般の市民の方々も多く参加されまして、活発な意見交換が行われました。大変有意義だったというふうに思います。

また、合同フォーラム開催までにいたる委員長さん方のご苦勞に感謝を申し上げます。

それから、先だっの委員会で、皆様方からそれぞれ意見をいただくということにしておりましたけれども、大変たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。今日の素案の方には、できるだけ反映をさせていただいたつもりでございます。後ほど詳しいご説明をいたしますので、よろしく願い申し上げます。

福祉の関係で、国の動きも活発でございますけれども、今回の特別国会では、障害者の自立支援法が、ようやく成立ということになりまして、これは、まったく新しい考え方、障害の区分を越えて、身体、知的、精神、3区分を乗り越えて、自立支援をしていこうというコンセプトでございます、様々な福祉の考え方に、大きな影響を与えるというふうに考えておりますので、我々も、国の動向なり各団体の動きなども、よく情報把握して、適切に対応していきたいと考えています。

また、高齢者の分野では、高齢者虐待防止法について、いろいろ曲折ありましたけれども、再度、成立の動きを見せておりまして、これも近々成立するのではないかと考えております。

それから、千葉市の動きでございますけど、5か年計画につきましては、ようやく第1次の原案と申しますか項目をつくりまして、市民の方々に1か月間程、意見徴収をしているところでございまして、様々な意見も出されておりますので、今後5か年計画の中身の充実に、保健福祉局としても努力したいと思っております。

そうした中で、5か年と関連性がありますのは、介護事業計画を含む高齢者保健福祉推進計画、それから障害者の福祉計画、保健医療の分野では、保

健医療計画というものがあるわけでございますけれども、介護保険事業につきましては、今回大幅な見直しが行われるわけございまして、国の方の細かい基準等の情報も、まだ全部は出てない状況ございまして、ちょっと遅れ気味ではございますけれども、基幹的な組織になります地域包括支援センターの問題でございますとか、日常生活圏域の考え方とか、そういったことをつめているところございまして、できるだけ地域福祉計画と関連性を持たせるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、障害者の関係では、障害者基本法に基づく障害者プラン、これも近々策定ということにしておりますけれども、具体的な事業プログラムを示す自立支援計画の方につきましては、ちょっと法律ができたのが遅れたこともありまして、若干遅れ気味でございますけれども、これもできるだけ早く策定できるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上、大変課題の多い中での地域福祉計画の策定となるわけでございますけど、今日は、かなり計画に近い案という形で、準備したつもりでございますので、どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願いします。

なお、余談になりますけれど、千葉ロッテマリーンズが大変活躍して、大変元気な千葉市というような感じになっておりますので、元気な地域福祉計画ができて、市民福祉の向上につながればというふうな期待をしたいというそういう気持ちでおります。

どうぞ今日は、よろしくお願い申し上げます。

弓削田課長： それでは、これからの議事の進行を宮本委員長さんの方をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

宮本委員長： それでは、これより議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、前回の会議で提案されました検討資料に対して、委員の皆様からお寄せいただいた意見を反映して作成されましたこの素案について、審議をするということになっております。

では、早速ですが事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

森川主幹： 保健福祉総務課の森川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

局長の方からも御礼の言葉を申し上げますけれども、委員の皆様からは、大所高所からご意見をいただきまして、事務局の方としても大変感謝しているところでございます。

本日の会議では、個々の意見とその反映につきましては、個々に具体的

にご紹介することは、割愛させていただきますけれども、これから説明する中で個々触れていきたいと思っております。

なお、皆様のご意見の中で、財源を確保、あるいは基金といったことについてのご意見を頂戴いたしておりますけれども、この辺につきましては、予算のこともありまして、この計画の中に記述するというところは、難しいところがございますので、その点につきまして、ご理解のほどお願いいたします。

それでは、お手元の資料によりまして、10分から15分ほどお時間をいただきまして、ご説明をいたします。

まず、表紙にございます計画の名称でございます。これにつきましては、委員の方から、「地域福祉計画」という言葉、「千葉市地域福祉計画」では硬いというイメージだという、わかりやすいタイトルが必要ではないかというふうなご指摘をいただきました。

そこで、仮称ではありますけれども、「花の都ちば ささえあいプラン」といたしました。これは本市が、花のあふれるまちを都市のイメージとしているということから考えたものでございます。

次に、1枚お開き願います。左側に、プランの読み方というものを新たに追加いたしました。これは市民の皆さんが、この計画書を興味を持って読んでもらいたいと、そういうことが大切であるということで、そのために、読みやすいものにすることが必要ですよというご意見を委員からいただきまして、追加したものでございます。この計画書の読み方、あるいはガイダンスということで位置付けてございます。読みやすさという点では、この計画書の中にコラム、あるいは用語解説、そしてイメージ図を随所に盛り込みまして、読みやすさということを図っていきたいというふうに思っております。

それでは本編に入りまして、2ページほどめくっていただきまして、1ページでございます。1ページ、2ページをお開き願います。

第1章、なぜいま地域福祉計画なのかという見出しでございますが、ここでは、本市における地域福祉をとりまく背景、地域福祉を推進する上での視点を記述いたしております。この2点につきましては、多くの委員の皆さんからご意見をいただいた、この計画の一番のポイントだというふうに考えております。

前回の検討資料の構成では第2章の方で位置付けておりましたけれども、ご意見を踏まえながら検討を進めていく中で、第1章の中で位置付けていくことが適当だろうということで変更したところでございます。

2ページ目の中段から視点が3つございます。視点のところでは、自助、共助、公助が適切に連携して、地域全体で助け合いみんなが共存するまちづくりを進めることが必要であり、そのためには、地域福祉を推進する上で大

切な視点が3つあるということで位置付けてございます。

1番目からちょっと紹介させていただきますと、まず第1、市民の知恵と経験を活かしたまちづくり、住民参加の視点ということでございます。ここにつきましても、委員さんからご意見を頂戴したところでございます。ちょっと読み上げさせていただきますと、地域の身近な生活課題を解決するためには、住民の視点が大切であり、長年培った知恵と経験を活かすことの必要があります。住民参加により、それぞれの地域のニーズにあったきめ細かな解決策を考えていくことが大切であるということで、住民参加の視点をまず一点目においてございます。

そして、第2の視点は、地域における新しいコミュニティづくり、連携ということでございます。近年では、NPOなど機能や目的を持った組織、団体というのが生まれてまいりました。これからの地域福祉活動というのは、町内自治会や民生・児童委員、社協地区部会などですね、地域密着型の組織がより力を発揮するとともに、NPOや地域の社会福祉事業者などと有機的な連携を図って、地域全体で助け合う力を高めて新しいコミュニティづくりを目指す必要があるという、連携という視点でございます。

そして、次のページをお開き願いたいと思います。第3の視点でございます。個性を認め合いみんなで共存するまちづくり、共生ということでございます。こちらにつきましても、委員さんからご意見を頂戴して反映させていただいたところでございます。地域には様々な人が暮らしております。子育てに悩んだり、病気や障害があることで暮らしにくさを感じている人がいます。すべての市民が個性を認め合い、それぞれの生活を尊重するとともに、地域での問題を共有化することにより、お互いに助け合って、共に生きるまちづくりを目指すという視点、共生という視点でございます。

この3つをもちまして、地域福祉を推進するというところでございます。

次に4ページでございますが、ここでは地域福祉の推進における、自助、共助、公助の役割を記述してございます。

5ページをお開き願いたいと思います。5ページからは、第2章千葉市の現状でございます。6ページでは、本市における地域福祉のあゆみ。そして、ちょっとめくっていただきまして、8ページから13ページまでは、統計データによる本市の社会情勢。14ページから22ページまでは、主に地域における福祉活動団体についてのご紹介をさせていただいております。

そして23ページ、第3章では、地域福祉計画の概要ということで、今回の区の計画、そして市の計画についての策定経緯というものをご紹介させていただきます。

続きまして、34ページの第4章、これはちょっと割愛させていただきます

して、40ページの方をお願いいたします。第5章でございます。ここから具体的な施策の方向と取組でございます。

第5章では、5つの基本テーマと12の施策の方向を位置付けておりますけれども、これにつきましては、変更はございません。なお、41ページから12の施策の方向と主な取組を記述してございますけれども、本日の資料では、40ページの下段に注意書きとして枠の囲みがございます。今回、主な取組について、現在策定が進められている第2次5か年計画の内容を記述してございますけれども、この5か年計画の内容につきましてはの項目、内容につきましては、今後検討状況によりまして、変更が生じる場合があるということをお知らせしたいと思います。それでは、41ページ以降について、ご紹介させていただきます。

まず、41ページ、手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる、知る・えらぶの1番目の施策の方向でございますが、主な取組といたしまして、身近な地域情報の整理と提供、そして右のページの3つ目の簡単じゃないか福祉システムの構築、下の方の市役所のコールセンターの設置、申請届け出等手続きのオンライン化の実現というようなものを主な取組といたしております。

そして44ページをお願いいたします。相談しやすい体制をつくる。ここでは主な取組といたしまして、保健福祉センター、保健福祉総合相談窓口の整備拡充、次のページに移りまして、子育て支援プラザの運営、下の方にいきまして、地域包括支援センター創設、右のページで、障害者相談支援体制の充実、発達障害者支援センターの運営というものを主な取組といたしました。なお地域包括支援センターにつきましては、介護保険制度が改正されまして、平成18年度から介護予防を重視したシステムに転換したことに伴いまして、各区に整備するものでございます。総合相談支援あるいは介護予防マネジメント、権利擁護事業など、総合的な窓口としての機能を有しているセンターでございます。

続きまして、48ページの、つどう・参加するということの身近な居場所を確保するということでございます。主な取組といたしまして、既存施設等の有効活用の促進、学校施設有効活用の指針の策定、次のページをめくっていただきまして、児童センターの運営、保育所所庭の休日解放、いきいきセンターの整備、障害児タイムケアの実施などでございます。

そして、51ページをお開き願います。多様な交流の機会を増やすという点ですが、ここでは異世代交流の推進、花のあふれるまちづくり花の都ちばの推進、子育てリラックス館の充実、老人クラブ活動の充実強化などがございます。

そして54ページをお願いいたします。社会参加の機会を増やすという

ここでは、シルバー人材センターの機能強化、次のページにいきまして、障害者の就労支援、新規事業といたしましてマミーズサポート、若者の就労支援、交通アクセスの確保、このようなものが位置付けられています。この辺につきましても皆さんからご意見を頂戴したところでございます。

そして57ページ、身近な支え合いの仕組みをつくるというところがございますが、主な取組といたしまして、権利擁護、成年後見制度の推進、ファミリーサポートセンターの充実、安心電話、緊急通報装置の設置、SOSネットワークの整備、そして児童虐待、DVへの対応、次のページに移りまして、高齢者虐待への対応、コミュニティビジネスへの支援、このようなものを位置付けてございます。

そして61ページをお願いいたします。安心して暮らせるまちをつくる、ここでは地域防犯ネットワークの推進、高齢者の消費生活サポートネットワーク、いずれも新規事業でございます。

64ページには、コラムといたしまして、自主防災組織の加入率の推移、あるいは地域の防犯パトロール隊についての現状というものをご紹介させていただいております、この辺は読みやすさというか著休め的にちょっと入れ込んでいきたいなと思っております。

続きまして65ページでございます。地域のネットワークをつくるというところで、社協地区部会の活動の活性化、そしてボランティアセンターの機能強化、また新規事業でございますが、ボランティアズカフェ、これは気軽に身近なところで、ボランティアの情報を提供して参加してもらおうというそういう新たな取組でございます。このようなものを位置付けてございます。

また次の67ページでは、子育てフォーラムの推進というものを新規事業として取り組みます。

そして69ページをお願いいたします。担い手となる人材を地域で育てるというところ、ここでは主な取組といたしまして、ヘルスサポーターの養成、70ページの方に移りまして、認知症サポーターの養成、これは新規でございます。そして、ことぶき大学校の卒業生による地域活動の推進。この辺を主な取組といたしております。

72ページ、福祉の心をはぐくむ。ここでは児童週間、福祉週間、障害者週間等における啓発活動、あるいは73ページの上の段にありますような学校の総合学習の時間を通しての福祉教育というものを位置付けております。

そして、74ページの地域福祉の基盤をつくるというところがございます。ここでは保健福祉センターの整備、そして再掲でございますが、地域包括支援センターの創設、バリアフリーのまちづくりの推進、次のページにバリア

フリーの推進の個別事業を6つほど紹介しておりますけれども、これにつきましては、すでに実施あるいは計画が進められているものでございます。そして、個別対象別計画の着実な推進というものも位置付けてございます。

最後の住民参加による仕組みをつくるというところでは、社会福祉協議会の機能強化、そして、地域福祉に関する広報活動、次のページをめくっていただきまして、地域福祉計画推進協議会の設置、そして市民参加条例の制定、これはいずれも新規でございますが、そのようなものを位置付けてございます。

地域福祉計画推進協議会の設置についてでございますが、これにつきましては、今現在、各区で進めております区の計画、今、皆さんにご審議いただいております市の計画、これを18年度以後実施するにあたって、推進を図るために設置するものでございます。

市の地域福祉計画の推進協議会につきましては、計画の取組状況を把握して、進捗状況を確認したり、今後の取組や計画の見直しについての議論を行ったりする場と捉えております。

また、各区の地域福祉計画の推進協議会につきましては、各区で住民の皆さん方が今取り組まれている計画を来年度以降着実に推進していくために、例えば、地域の関係団体・組織等にPRを図る、あるいは、連携・協力を図る場、また、地域福祉の活動状況を情報交換する場などとして活用していただきたいというふうに考えて設置するものでございます。

たいへん急ぎでの説明でございましたけれども、今回提示させていただきまます、地域福祉計画素案「花の都ちば ささえあいプラン」につきましてはの説明は以上でございます。よろしくご審議の方、お願いいたします。

宮本委員長： では、早速検討に入りたいと思います。

今日は大体7時を目途に終了ということになっておりまして、2時間あります。

先ほども、ご説明がありましたように、細かい文言等に関しては、後日、文章で出していただくということで、今日は、この委員会の中でなければ検討できないようなところを中心にして検討していきたいと思えます。

重点は、総論部分の第1章ですね、文章の1ページからです。1ページから4ページまで、ここが地域福祉計画についての全体的な部分ですが、ここが1つの検討箇所かと思えます。それからもう1つは、後半にいきまして、第5章ですね。40ページからになりますが、第5章のところを検討するということが中心になろうかと思えます。

ということで、まず第1に、第1章ということで、それが終わったところ

で第5章というふうに移っていきたいと思います。

では、早速ですけど、1ページから4ページにかけまして、このことについてご意見をいただければと思います。

北委員 : 「花の都ちば ささえあいプラン」ですね、美浜区でもこういう基本目標というか、そういうのを決めているんですけど、多くの地区フォーラムの委員の方がおられるかと思うので、そういう意味では、市民参加でこのプランの名前を決められてはどうかというふうに思います。

宮本委員長 : 今の件についていかがでございましょうか。名称を市民参加でということですが。例えば、北委員は、具体的にはどんな方法を考えていらっしゃいますか。

北委員 : 美浜では、4つぐらい案を絞って、策定委員会で議論をしたんですけども、そういう意味では、美浜とか、他の区だとか決めておられると思いますので、千葉市のプランは、それを包括するような感じであるかと思うので、そういう情報提供をして、どういう名称がいいかということ、提案みたいなものをもらってはどうかというふうに思いますけどね。

宮本委員長 : 提案は市の方で、出すということですか。

北委員 : いいえ、こちら側で美浜、中央区などそれぞれのところで、こういう理念で、こういう基本目標でいきますということを出して、その上で、千葉市トータルとして、どういうプランがいいかということ、提案したらどうかと思います。

もし千葉市が、この「花の都ちば ささえあいプラン」というなら、千葉市の案として、まず第1に出されてもいいかと思います。もう少し、市民参加で意見を聞かれたらどうかと思います。

宮本委員長 : 今の件について、いかがでございましょうか。

谷口委員 : 私も、今の北さんの意見に賛成です。区で、基本目標とか、議論しあう時に、かなりの熱烈な議論展開があつて言っているんですが、市でこれを送っていただいたときに、「花の都」という冠が、わかるんですけども、それがついていたことに、えーとか思ったりしたので、みんなで決めたいなという思いがあります。だから、北さんの意見に賛成です。

宮本委員長： 今のご意見について、ご異議がありますでしょうか。

川又次長： 保健福祉局次長の川又でございます。

このタイトルにつきましては、仮称とついでいますとおり、委員の皆様のご意見の中に、親しみやすい名前を付けてはどうかというご意見もあったものですから、ひとつのたたき台というか、イメージとして、「花の都ちば ささえあいプラン」ということで、仮称という形で提示させていただきましたけれども、別にこれが事務局案でということではなくて、むしろこんな観点を盛り込んで欲しいというような皆様方の意見があれば、そういう形で変えることは全然やぶさかではございませんし、そういう名称でパブリックコメントを行いますので、併せてこの名称に関しても、市民の皆様方からご意見を伺うということは可能でございます。

現に、「夢はぐくむ ちば 子どもプラン」という、次世代の計画をつくった時にも、名称も含めて、公募いたしました。

そういうこともございますので、ただ、白紙で問うのか、もしくは1つにしばるのか、3つぐらいの選択で選んでいただくのか、やり方はあろうかと思えますけども。

宮本委員長： そうしますと、日程についてはパブリックコメントあたりを目掛けて、名称の件も含めてということになりますけど、各区の方である程度の差があまりない訳ですね。それをどういうふうに出しましょうか。日程というか、手続きですけれども、今日ここでという訳にもいかないですね。

武井委員： 本当に各区とも、非常に熱心にいろいろ議論したんだと思うんですけど、ただ、それを踏まえて、6区を包括的にしたようなタイトルにするのか、このまま市の計画として、適当なものにするのか、ちょっと分かれてくると思うんですね。

あまり僕は、各区にこだわらないで、ここで決めて、市の計画について、いろいろ市民の意見に、パブリックコメントなり、出てきたものを含めて、この場で決めてもいいように思うんですけど。あまり各区にこだわらないでいいんじゃないかと思えます。

宮本委員長： もう1人ぐらいご意見どうぞ。

原田委員： 原田です。今の武井委員のご意見でいえば、後者の方かなという感じがし

ています。

理由というか、理由とはちょっと違うかもしれませんが、まだ、この市計画そのものの中身については、まだ素案なわけで、この中で1番面白いところというか、その市計画の特徴はどこかということが、まだたぶん皆さん分かっていないなど。それを今日つめていくことになると思うんです。

それが皆さんで分かってきて、こういう計画なんだなという中身ができてから、初めてこのタイトルみたいなものが決まってくると思うので、今、一所懸命タイトルだけ考えても中身を表さないものになってしまう。

確かに興味を引くという意味で、何か付けるのはいいかもしれないんですけど、なるべく中身にあった、難しいかもしれないんですけど、中身にあったタイトルを付けられればいいなと思ったので、もうちょっと中身を精査、検討してからかなという気がします。

宮本委員長： そうしましたら、原田委員のご意見は、妥当かと思しますので、そんなことで、具体的にどこでどういうふうなということは、ちょっと事務局の方から、再度ご提議いただければというふうに思います。

では、さらに意見をお願いしたいと思います。特にここでは、2ページにですね、「大切な視点は」ということで、第1に第2に第3にというふうに、3つ挙げてありますよね。このあたりがポイントでありますので、特にこのあたりについて、ご意見があればと思いますが。

谷口委員： この3つの視点で、本当に十分ではないかと私自身は感じています。

「住民参加」と、それから、新しいコミュニティをつくるという意味の「連携」ということですね。「共生」というところでは、私自身がとらえているのは、縦割りではなくて、地域では、みんな混ざり合うという意味での共生だなというふうに理解して、3本の柱でいいのではないかとというふうに思いました。

それと、4ページのところですが、自助、共助、公助というところが漢字がなんとなく難しくって、とっつきにくいというのも意見があったと思うんですけれども、28ページに一応図はあって、自助、共助、公助の重なり合う部分があるというのがあるんですけれども、できたらこの4ページのところに、イラスト的な、個人が真ん中において、周りに地域があって、公の部分があってとか、もう少し分かりやすい絵があるといいのかなというふうには思いました。

宮本委員長： いかがでございましょうか。

花島委員： 過去何回かの議論の中で、市の地域福祉計画のポイントとなる場所は、なんだろうかということ、明確にご提示した方がいいだろうという議論があったかと思いますが、そう意味でこの3つの視点を取り上げて、このような形で説明されている部分は、非常に分かりやすいのではないかというふうに思います。

単に、柱だけではなくて、分かりやすい説明と具体的な地域の中での今あるグループと、それからそれをどうつないでいくかという説明なども加えてあるので、具体的に、これから何をしたらいいのかということも、示されているような気がしますので適当かなというふうに思います。

今おっしゃった、自助、共助、公助についても同様に、こういう形でということが示されているので、これを、実際に動かしていくということが、あと残されていくことで一番重要なところだろうというふうに思いますけれども、つかみとしては、よろしいのではないかなと思います。

宮本委員長： イメージ図があった方がいいという谷口委員のお話でしたけれど、花島委員、これはいかがですか。

花島委員： そうですね。28ページの図は、大変分かりやすく、実は区の方にも同じものを入れた方がいいんじゃないかという意見もあるんですけども、ちょっとページとしては離れているので、谷口委員がおっしゃるような形で加えておくと、よりわかりやすいかなというふうには思います。

宮本委員長： このあたりは、ちょっと事務局の方で、工夫をしていただければいいでしょう。

川又次長： 谷口委員の方からは、前回の後のご意見の中に同じご意見いただいて、これは、実は事務局でも、ちょっといろいろトライしてみたのですが、なかなか自助、共助、公助をうまく説明するようなものが、できなかったという経緯があるのですが、いろいろ考えてみたいと思いますし、むしろ、図もいいんですけど、我々としたらコラムみたいな形で、自助、共助、公助、例えば、こういう事例でという形で具体的な例をあげてですね、こういうものが自助で、皆さんが協力して、こういうことをやるのが共助で、公助というのは、例えば児童で言えば、その居場所であるリラックスメイト館みたいなものを整備したり、こういう事業をやったりという、何か具体的な、子どもでも、高齢者でも、障害者でも例を挙げて、こんなものだよという分かりやすいコ

ラムみたいな形での説明という手もあるんじゃないかとちょっと考えているところですが、いずれにしても、もう少し考えてみたいと思います。

宮本委員長： そのあたりは、ぜひよろしく願いいたします。  
イメージ図というのは、一番大変なことかもしれません。難しいですね。  
その他にいかがでございますか。

島村委員： これは、この場でというのは、関係はなくはないと思うのですが、ただ僕が感じていますこと、2ページの下の方に、これからの地域福祉活動は云々とあります。町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会など地域密着型の組織、特定の機能や目的で結びついているNPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、その他地域の構成員であるところあるんですけども、実は今、私がやっているのが、どこにも属さないような機能なんです。

つまり、この前ボランティアセンターに行って、ボランティアに登録しようかなと思ったら、我々の活動は、何かというと、「ハッピーカード」という地域通貨をやっています。30分単位で、100ハッピー。100ハッピーというのは100円なんですけれどね、要するに、そこでお金が動いちゃうと、それと会員組織になっていると、ボランティアとは認めがたいということなんです。ところが、実際やっていることは、足腰の不自由なお年寄りを我々が車で病院まで行ってあげて、それを時間的なことで、100ハッピー、あるいは200ハッピーということで、正にある意味でボランティアなんです。

ところが、市のボランティアの規定では、そういった団体はダメだと、なおかつ狭義の世界でやっている。つまり、東千葉1丁目から3丁目の会員組織だからダメなんだという意見なんです。ところが、場合によっては、同じような団体が協定をすれば、他の地域でもできるはずですし、そういった面で、ぜひとも新たな組織というものも、ひとつお手伝いできるような施策を考えていただければ。つまり、ボランティアという団体の定義を、もう少し考えていただけないかということを考えました。以上です。

原田委員： ちゃんと読み込めていなかったなという気がするんですけども、ここの2ページの第2というところに書いてあることは、結局、団体というか、こういう組織、グループが昔からあって、新しいNPOとか出てきたとかで、団体同士が連携を図ってとかという、結局、個じゃなくって、団体のことばかり書かれているなと思って。

でも、新しいコミュニティで、主役というか、当然基本は人であるとか、

個であると思うので、今、どう具体的に書けといわれても出てこないんですけども、連携というのは、当然個人と個人の連携だって連携だろうし、今の島村委員がおっしゃった地域通貨みたいなのだって、それこそ個と個の助け合いみたいなのがベースになっているはずなので、どう直せばいいんですかね。直したいなという気はしてきたんですが、ちょっと感じたことを言わせていただきました。

花島委員 : 今の島村さんの話というのは、各区の中で、そういう形での助け合い運動というものを展開しているグループが存在すると思うんですね。

この言葉の定義の中で合わないから、この連携の中には入らないのではないだろうかというような見方も確かにあろうとは思いますが、それをボランティアということの枠組みの中で捉えたとすると、そのボランティアの定義、あるいはボランティアの考え方ということについての議論がなされないといけないのかなと思うんですね。

実はですね、若葉の保健福祉センターの中に、社協の若葉区事務所がございまして、ボランティアセンターが存在するんですけれども、その活動室は、ボランティア団体でないと使えないんですね。今、島村さんがおっしゃったような定義に当てはまらないグループは、ボランティア活動室が使えないんですよ。ですから、やはりボランティアの考え方を改める、あるいはもう一度議論する必要はあるだろうというふうに思います。そういう意味では、ボランティアセンタープラス市民活動センターにならなければいかんのではないかというふうに思うんですね。

ただ、市民がやる活動は全て市民活動でよろしいかと言ったら、やはり今度は裾野が広がりすぎてしまうので、そういう意味では、ここでいう福祉計画活動に関わる市民活動というような枠組みをつくっていただくことができれば、今、島村さんがおっしゃったようなグループも、この地域福祉活動を実践するグループとして、受け入れていけるのではないかなというふうに思うんですね。

そういう意味では、ボランティア団体、また、市民活動団体というような一文を加えることが、もしかすると必要なと、あるいはそれで適当かどうかは分かりませんが、そういうことをしていったらどうかというふうに思います。

先ほどのボランティアセンターが、ボランティアグループじゃないと使えないよというところで、実は、若葉の地区フォーラムの作業部会で作業するのに借りに行ったんですけども、「ボランティア団体ではないですね。」と言われてしまったんですね。説明をして、実際には使わせていただいたんで

すけどもね。やはりこれから、いろんなグループが出てきた時に、使っていて、使えないというような線引きをしていく必要、基準をつくる必要もあると思うので、そこは議論していただきながら、市民活動というものも加えていただく必要はあるかなというふうに思います。

武井委員 : 今のお話ですけども、私は1章の中でも、語句なんかを含めると、直したいところがたくさんあるんですけども、ただ今のところに関しては、これは、逆にしっかり書けていて、いいのではという感覚で、全くここはいじらなくていいというふうに思います。

むしろ今の話は、もっと後の方に、かなり現状の話を書かれているところの、その中でもNPOなんかもちょうとこれでいいのかなと、いろいろ思いますし、その中にはボランティアのことも書かれていて、21ページにありますので、そこの中の範疇の話で、ここはこのままで、十分いいんじゃないかなというふうに私は思います。

金澤委員 : 地域における、新しいコミュニティづくりという意味は、2つの意味があるんだろうと思います。

1つは、従来のコミュニティと自治会を中心とした1つの生活圏の中での地域活動というものがあったわけですね。ところが、現代のような社会になりますと、ここにも表が入っていますけど、自治会の加入率というものがどんどん低下してきている。区によっても違いがありますね。

それに代わって、新しい地域活動のための、新しい機能を持ったものが出てきているわけですね。1番分かりやすく言えば、NPOとか、ボランティア団体だとか、そういうような地域活動を行う新しい組織団体というものが、今までの従来の地域活動の、だんだん低下してきたものを補う関係に今なっているのではないだろうか。

そういう意味で、私は新しい地域活動を行う団体をアソシエーション型組織とこのような言い方をしているんですけども、要するに、従来の自治会を中心とした地域活動というものと新しいアソシエーション型の地域活動というものが、縦糸と横糸となって、新しいコミュニティというものができつつあるのではないかと、それをどんどん伸ばしていけばよろしいのではないかと、いう気が私はしております。

北委員 : 今度、移送サービスの件で、国土交通省というか、道路交通法、運送法の関係で、民間のいろいろなNPOなんかも、結構そういう移送サービスをやっている訳ですけど、そこでの定義というのは、NPOというのは、まあ農

協だとか、生協だとか、いろんな団体、いわゆるノンプロフィットであれば NPO というということであって、ここで書いたボランティア団体も、ボランティアセンターが認めるボランティア団体じゃなくて、いわゆるそういうボランティア団体、NPO、そういう広い意味で、ここは概念的に整理をしたということで、そういうふうに理解していただいて、武井さんが言われたように、これでいいんじゃないかなと僕は思います。ボランティアセンターが認めてないボランティアもここでは認められた、こういうぐらいに理解したいと思います。

島村委員：ただ、ボランティア団体の考え方をこれからちょっと考えていく必要があるんじゃないかなという提起をさせていただきただけです。これでおわりにします。

宮本委員長：大変大切な議論だったと思います。

では、ここは、ボランティア団体に関しても、非常に包括的で、一般的な定義だということでおさえおいて、また後半のところで具体的にボランティアについていろいろ出ていますので検討したいと思います。

その他、いかがでございましょうか。もしなければですね、またお気づきのことが出てくるかと思いますが、一度後半の方にいって、また何かあれば、1章の方のご指摘があればということでよろしいですか。

では40ページからでしょうか。第5章ですね、量がたくさんありますが、一括してご意見いただければと思います。

谷口委員：何点かあるんですけども、1つだけまず発言させていただいて、どなたかが関連して、質問なさるかもしれないし、1つからでもいいですか。

まずは、この計画を見ていった時に、保健福祉センターの位置付けが、とても大きいなというふうに思っておりまして、先ほど花島さんの方からも、若葉の話などありましたけれども、保健福祉センターの整備が、区によっては、バラつきというか平成22年ぐらいになるところとかあるんですけども、ここはそのことには触れていなくて、そこを拠点としていくみたいな感じで。

では、保健福祉センターができていないところは、この地域福祉計画を推進していく時に、総合相談窓口なんかになるのはどこになるとかというような、それまでの暫定的な対応をどうするかということも、できたら書いていただきたいなというふうに思っているのが1点なんですけど、いかがでしょうか。皆さん感じられませんでしたでしょうか。

川又次長 : 確かに、今、保健福祉センター、しかも、ちょっと記述が3行4行なので、保健福祉センターの具体的にどういう機能を果たしているということもまだ分からない点がありますので、この辺はコラム等で、若葉の状況なども踏まえて詳細の説明を書くことを考えていますが、今後の計画としては、この4月に若葉を開きましたが、平成19年度にあと3か所、それから次の5か年計画の中で計画しているのが2か所、稲毛と花見川ということで、そのようなスケジュールについても、あまり区の間で差が生じないように福祉事務所の総合相談窓口が保健福祉センターの総合相談窓口と、できる限り、遜色の無い機能を果たせるような工夫はしてまいりたいと思います。

谷口委員 : 分かりましたけれども、例えば、さっき出ていたボランティアセンターにしても、各区に置くというのがこの計画の中で出ていまして、その場合には、やはりボランティアセンターとしてのスペースとかに関して疑問があるんで、それもひっくるめてご説明していただければなと思います。

川又次長 : ボランティアセンターですけれども、確かに保健福祉センターができていないところは、その形としては看板をかけられないかもしれませんが、我々としては、社協の区の事務所の機能強化というのを中に入れていきます。そういう中で、社協の区の事務所の機能というものも、高めていきたいと思っていますので、これは社会福祉協議会ともいろいろ話をしなければなりません。そういう中で、市でもこの計画を推進するような工夫ができればと思っておりますし、スペースにつきましても、今回既存施設の活用ということで、いろいろ具体的な活用方策を今後検討していきたいと思っておりますけれど、その中で、ボランティアの活動する場をどんな形で確保していくかというのを合わせて、ボランティアセンターだけが、活動スペースではないと思いますので、いろいろそういう中で工夫していきたいと思っております。以上です。

宮本委員長 : その件は、よろしいですね。では他にいかがでございますでしょうか。

北委員 : 1つは、千葉市の第2次5か年計画のパブリックコメントを求めますというその案のところに、中核的地域生活支援センターという文言が出てくるんですけれども、現在、毎日新聞なんかでも、県の中核センターのことについて報道されて、年間にすると1万件近い、いろんな相談が寄せられていて、学校のいじめ問題だとか、いろいろな対応ができているということなんですけど、そうした表現があるんですけども、これについてどういうふうに市の

方で、考えておられるのかというのが1点と、この計画は2010年までですよね。平成22年ですので、そうした時に、平成22年を着地点として考えたらですね、ここに地域包括支援センターについて書いてあるんですけども、各行政区に置くということなんですけど、どういうふうな構想を持っておられるのかという個々の文言のところですね。

それともう1つは、知るという、いろんな情報が得られるということなんですけど、市内の在宅介護支援センターだとか、福祉事務所とか、いろんな相談が寄せられていると思うんですけども、その相談事業のトータルの中の姿みたいなのを、私は分からないので、昨年度の実績でもいいから、資料提供をいただけないかなというふうに思います。もし皆さん、ご存知なら私だけかと思うんですけど、そう思っております。以上3点です。

宮本委員長： では、その3点について、ご説明いただけますか。

栗原課長： 障害保健福祉課の栗原と申します。よろしくお願いたします。

5か年計画の中でちょっとお示しをしましたものは、県が行っている中核地域生活支援センターと同じものをつくろうということではございませんで、今、実は知的障害者の方を対象とした地域療育等支援事業、就労支援のための事業、それから身体障害者の方を対象とした障害者支援事業等の事業、それと精神障害者の方々を対象にしました、地域生活支援センターという社会復帰施設の1つでございますけど、これらが、整備されてきております。

既存の施設で、事業をやっているということがございまして、相談支援事業と、いっております、これが実は、3障害者共通で、24時間で特に権利擁護の問題について応じている状況がございますので、それらを、新しい障害者自立支援法が、制定されました後に、横つながりといいますかそれぞれの対象別であった、事業あるいはセンターを、3障害者共通で、やはり利用できるようにしていこうという方向がございまして、その中でどこか核になるものを、つくっていきいたいと考えているところでございます。

高梨部長： 高齢障害部長の高梨でございます。

2点目の、地域包括支援センターの構想でございますが、これはページ数で申しますと、このプランの45ページでございまして、下から2つ目の部分でございます。

構想でございますけども、各区に何か所かという部分、これは複数をしたいと考えていまして具体的な数については、現在検討中ということでご理解いただきたいと思います。そして、その運営主体としては、民間に託すと、

いわゆる在宅介護支援センターを活用して対応していきたいというふうと考えております。

以上でございます。

古川局長 : 相談のトータルの把握と資料提供の話でございますが、自治体の行政は昭和50年ぐらいだと思いますけれども、相談行政というのはですね、1つの大きな分野として、浮かびあがって取り組まれておりまして、千葉市では、市役所の市民相談という大きな体系がございます。区役所ができてからは、区でもそういった市民相談を受ける包括的な相談になっているわけでございます。

それがさらに、消費者相談でございますとか、個別の行政分野における相談、そもそも福祉については、福祉事務所の発足以来ずっと相談が基軸になってやってきたと思います。

地域福祉というテーマになると各行政分野でやっている相談がですね、ある意味すべて地域福祉の相談に関わってくるというような捉え方もできるわけございまして、宮本委員長さんのノートに関する論文でも総合的な相談体制と話があったと思います。

北委員さんのご意見は、非常に重要な視点だと思いますので、地域福祉に関連の強い相談をこの計画の中で、コラム的に分かりやすくご紹介するような形にしたいと思っております。資料的に数の分析が、ちょっと難しいかと思っておりますので、ちょっと勉強させていただきたいと思っております。

宮本委員長 : 北委員いかがですか。

北委員 : 例えば、中核が千葉市にないということで、八千代に相談に行ったり、いろいろあるんですよね、千葉市民の方は、そういう意味では、情報相談の流れは、県と市がやはり、共通してやらないとダメだと僕は思います。

それから、3障害を統一、これは1歩前進だと思うんですけど、この地域福祉計画の中でも、冒頭に書いてありますように、そういう意味では、高齢と障害が、合体するような流れも出てきているわけですから、そういうことを見据えた情報相談の流れをどうつくるかということが、やはり僕は、必要だと思うんですけど。これは、やりだすとあれですので、一応私の意見だということで聞いていただけたら結構です。

併せて、ここの相談のところで、ちょっと跳ぶようで申し訳ないんですけど、61ページに高齢者の消費生活サポートネットワークというのがあるんですけども、現在の消費生活センターはですね、消費者保護条例というのが

あって、それで運用されているために、見える商品の悪商品について、業者斡旋をするということになっていて、いわゆる振込め詐欺とかですね、サラ金とかヤミ金だとかですね、こういうことについての把握というのは、必ずしも消費生活センターでトータルにできているわけではないんですね。

私どもは、この前調査をしましたので、そういう意味では、そういうこの知る・選ぶのところでもですね、もっと現代感覚にあった商品でない悪質商法の相談も乗れるような体制が必要じゃないかなと思っております。

宮本委員長： では、よろしいですかね。相談業務というのは、全体につなげて、包括性を持たせてというのは、究極の大きなテーマかと思えますが。では、どうぞ。

金澤委員： 介護保険の関係ですが、地域包括支援センターの創設というのがここに挙がっておりますけれども、ここでは、介護保険の制度の仕組みの体制というものがあつたので、ある程度具体的に記載されているわけでありましてけれども、例えば、障害者相談支援体制の充実とか、発達障害者支援センターの運営とか、こころの健康センターとか、この辺は、この2、3行で表現されているわけですね。

では、充実しますというけれども、どういうふうに充実するのかということが、ここでは表現されていないわけでありまして、この辺がちょっと寂しいなと、もう少し肉付けをしていただいた方がよろしいのではないかと、このように思っております。

特に、先ほどから、障害者自立支援法の話が出ておりますけれども、この法律の内容というのは、いわゆる施設の、従来の福祉施設の解体ということでございますね。地域生活を一層推進していくという強い意思というものがあつて自立支援法という名称が使われているわけであろうと思うんです。

そうしますと、地域生活者というものが、いわゆる今までの入所施設から、地域に生活をシフトしていくという形が、これからどんどん出てくるだろうと。そうなりますと、そういう方々の生活支援ということが、非常に重要なことになってくると思います。

現在、知的障害者における生活支援というものは、何があるのかというと、ほとんど無いに等しいわけですね。例えば、地域療育等支援事業というのがありますけれども、そこでは、コーディネーターというものを置きなさいと。だけど、市の中には2人しかない。3千何百人を超える知的障害者を対象にするということは、コーディネーターがたった2人では、非常に難しいだろう。あるいは、生活支援ワーカーというのがありますけど、これも2人しかないというような形で、コーディネーターと生活支援ワーカーというのは

役割分担がどう違うのかということも、よく分かりにくいという形になっているわけですね。

だから、その辺をもう少し一般市民の方々に、分かりやすいような相談支援のための機関といいますか、そういうものをはっきりさせていくということが、この地域福祉計画の中で大切なのではないだろうか。それを受けて、個別の保健福祉計画の中で、もっと具体的に計画をしていただくということをぜひお願いしたい、このように考えているわけです。

特に、障害者の場合には、将来は介護保険と一緒になるだろうと思いますが、介護保険には国の制度としてケアマネージャーというのがございますね。ところが、障害者については、このケアマネージャーという制度がございません。今、言いましたように、コーディネーターとか生活支援ワーカーがそれに代わるような仕事をしているわけです。ところが、非常に高齢者のケアマネージャーと違って徹底的に数が少ない、そういうところで相談支援といっても、なかなかうまくいっていない部分があるんだろうと思うんです。その辺をもっと充実するのであれば、もう少し具体的な内容を書き込んでいただければなと思っております。

宮本委員長： 今のご意見について何か補足等ございますか。

高梨部長： 高齢障害部でございます。ただいまのお話、大変分かりやすい話でございますね、その対応につきましては、このプランというよりも、むしろ障害者の個別計画を、今考えているところでございまして、そちらの方で、障害者の方の相談体制を含めて、民間の機関を含めた明確化について対応をしていけたらと今感じております。

宮本委員長： はい、どうぞ。武井委員。

武井委員： 今回の資料の中でかなり主な取組のところが、具体的なものがずいぶん増えて、それはそれなりに、評価できると思うんですけども、ただ、他の計画、特に次世代の育成支援の方の文から取ってきたなと思うようなのが、かなり入っているんですけども、その中で、例えば、48ページの1番下にあるような学校体育施設の開放事業なんてここに入れているんですけども、こんなのは30年前ぐらい前からやっていて、おまけにもうサチレートして、増やすにも増やせないものを、わざわざここにひっぱり出してきて入れるという、その選択基準がどうもよく分からないんです。

他の計画からかなり取ってきているものが、事実多いと思うんですけど、

どういう基準でそれを選択したのか、ちょっとお聞きしたいなと思って。この中にやはりよく見ていくと、あまりふさわしくないのではというものが3、4つは出てくるんで、ちょっとその辺の考え方を、まずお聞きしたいなと思います。

宮本委員長： では、市の方からご説明いただけますか。

森川主幹： 今、武井委員さんの方から、どういう基準でこの主な取組を位置付けたのかというお尋ねでございますけども、この辺につきましては、地域福祉に係る行政施策を網羅的に位置付けをさせていただきました。従いまして、そのようなご指摘のところは、確かにあるかと思えますけれども、こういうような事業として、地域福祉を支える部分だということで、繰り返しになりますけれども、網羅的に位置付けたということでございます。

宮本委員長： どうですか、武井委員。

武井委員： せっかく今回つくる市の地域福祉計画にいろいろ入れるんだったら、やはりもうちょっと考えて入れた方がいいのではと思う内容のものが、いくつかあるので、1つの例として、さっき48ページの体育施設の話をしたんですけど、それを含めていくつかこれを今、市の計画に入れる必要が本当にあるのかというのを感じるんですけど。

宮本委員長： ちょっといくつか挙げていただけますか。  
それを挙げていただければ、具体的に話ができるんですが。

原田委員： ちょっとすいません。たぶん関連すると思うんですけども、そもそもその主な取組という、書きっぷりが、先ほど金澤委員からもあったんですが、もっとこれを、事務局としては、具体的に書くつもりがあるのかということと、この構成を見ると、施策の方向という大きなくくりの中に、主な取組という書かれ方をしているので、ここは取組といっても方向性みたいなものを出すだけなのか、とはいえ設置しますとかもあるし、中身をみると設置しますというレベルのもの、拡充しますとか、推進しますとか、検討しますというレベルのもの、いろんなものが混ざっていて、別にけちをつけているのではなくて、検討しますとか検討したけれども結果ダメだったのでやらないかもみたいな、そういうところをどう読んだらいいのか、ちょっと分からなくて、ちょっとすいません一気に言ってしまうんですが、これから整理する

んならいいんですけれども、全部文章になっているのがちょっと概観しにくくて、例えば、継続事業なら、今までしているけれども、先ほどいったように紹介するという意味だけで、紹介しているという扱いなのか、あるいは新規で、新規って実際書いてありますけれど、本当に新しい新規の事業でこれから力を入れてやっていきたいと思っているから書いているのかとか、あと実際にやるんだったら、当然もっと具体の計画、個々の事業の事業計画みたいなものが出てくるから、その担当課であったり、目標年次であったり、さっき予算の話は分からないからという話はあったけれども、ちょっと表にするとか、必要な項目というのはあるかなという気はしたので、それが成立されればここに載っているけど、本当に紹介程度なのか、どうなのかという、そういうことが分かったらいいなと思ったので、1番最初に言ったように、この書きっぷりをもう少し整理するつもりがあるのかということが言いたかったです。

宮本委員長： 今のことは、重要なご指摘だと思いますね。ちょっとこの主な取組の書きっぷりの方針ですね。それについて伺いたいですね。

川又次長： 今回、この市の地域福祉計画は公助を中心に、自助、共助は各区の計画で、非常に盛りだくさん書いてございます。

市の計画ということで、地域福祉ということをお願いしますと、言ってみれば市でやっている行政全部がなんらかの意味で皆さんの生活に関わるわけで、そういう意味で、先ほど事務局から網羅的と申しましたが、網羅的に書くわけには、むしろいかないわけですし、むしろいろいろテーマを生活課題からテーマを設定しまして、大きなテーマ5つ、それから小さなテーマ12個、今こういう観点から市の施策を横割りで見たときに、どんなものがそれぞれの中にですね、入ってくるだろうかという観点から作成しております。

主な取組としては、各区で取り組む自助、共助の事例を見ながら、なんらかの参考になったり、活用していただけたらいいのではないかと、そういうものを中心に、市の施策の中から、現在やっている施策、もしくは次世代計画などで位置付けられているもの、今後の来年度からの新しい5か年計画に位置付けられているもの、そういう中から、ピックアップをして、主な取組として、イメージがわくようなものを中心に選びました。

ですから、これだけが全てではないと思うんですけども、こういう横割りの居場所を確保するという観点からその事業に活動にしよう的なものを、全庁的な観点から選んできたという、そういう意味で武井委員がおっしゃったような明確な選択基準があるわけではないんですけども、我々事務局なり

にわかりやすく、現に活用されていたり、このまま活用していただけたらというもの、それから新しいものを中心に選んでございます。この取組については、そういうものでございます。

これ以上記述としては、詳しく書くということは、今のところ考えていません。それぞれの事業はそれぞれの所管課が、責任を持って推進するものです。

施策の方向という中に入っているという原田委員の指摘ですけれども、施策の方向というところで5行ぐらい書いてある部分もある程度大きな方向性をイメージしてもらうために書いてございまして、主な取組のところは、これはそれぞれ単なる方向性を示したとかではなくて、この主な取組の太字の項目それぞれには、市の方で責任を持って、所管が事業をやっていくというものを書いてございます。以上です。

宮本委員長： 今のご説明についていかがでございますか。原田委員どうでしょう。

原田委員： 不勉強で、分からないので質問という形になるんですけども、要するに、この地域福祉計画を検討してきたことで、検討してきた結果やはりこういう取組、こういう事業をしなきゃいけないという市の施策が出てきたものが、新規ということなんでしょうか。

計画というと要するに、さっき武井委員もおっしゃったように、次世代の計画の方から持ってきたものもあるというわけだし、さらに他のいろんな計画からも、持ってきたものもあるだろうし、ではどこにも載ってなくてこの地域福祉計画の中でやる事業はあるんですか、という質問をさせていただきます。

川又次長： 新規と書いてあるのは、現在未実施で、来年度以降施策として新たに始める、新たに拡充したりする部分ですね。特に新規というのは、新たにやる部分、やるものを新規と書いてございます。

先ほど申し上げましたが、市の施策というのは、ある意味で全部が地域福祉というか、生活課題に関わるものだと思っておりますので、地域福祉をそれらと切り離して、独立して地域福祉のためだということか、抽象的な地域福祉というものがあるのかというような気もしますが、そういう意味で言えば、推進協議会をつくとありますが、一般的に先ほどの居場所で、既存施設をいろいろ分野に限らずですね、いろんな活用方法を考えていこうとか、狭い意味での地域福祉計画という意味での、新たな取組というのも入っているというふうに考えておりますが。

宮本委員長： よろしいですか。

原田委員： もう1点だけすいません。これは質問ではなくて、やはりこの前の前の発言の中でいったように、推進しますとか、拡充しますとか、検討しますというレベルの書きっぷりは、果たしてどうなのかと。書かないよりはいいのかもしれないんですけども、後で評価するときに、その推進体制の中でも、一応チェックとか、モニターとか評価みたいなこともあったかと思うんですけども、そういうことをするときに、それは推進されたのか、拡充されたのか、検討されたのかという、人によって評価の仕方が分かれてくるような感じがしてしまうので、まだはっきり断言で書けないという部分はあるというのは分かるんですけども、ちょっとあいまいな表現は、できれば避けていただいたほうがいいのかなと、これは個人的な意見なので、他の方の意見もお聞きできればと思います。

宮本委員長： 今のご意見は、一応はっきりさせていただいた方がいいかもしれませんね。この取組は、長期計画の中に入っているものなのか、そこまでいかないものなのかということ。

川又次長： これは我々事務局が、それぞれの所管課とですね、できるだけ具体的に書いてくれという形で話をしています。まだ今後、具体的に書けるものは、書いていきたいと思っているんですが、現段階では、来年度以降の予算についてもまだ決まっていない、目処もたっていない、これから要求していくという部分もございまして、先ほど、注書きにもありましたが、まだ第2次5か年計画が、まだ確定していないという段階で、ここに先取りをして、盛り込んでいる部分があるので、最終的な仕上がり状況を見て書いていきたいなという部分もございまして、そういう意味で検討しますみたいな部分もございまして、計画上しっかり位置付けられれば、そこはできるだけ具体的にですね、拡充なり充実なりする中身を書いていきたいと思います。

宮本委員長： 大体よろしいでしょうかね。さっき武井委員が言われていたご質問に関しても、今のご説明だと、今までだと 分野、 分野というふうに、それぞれ分野ごとに独立していたのが、これは総合福祉ですので、分野の種類は問わず、この「つどう・参加する」に関わるものは、ここに入れるという形で、取組をここにリストアップしてあるというようなことかと思います。

武井委員 : さっきの例もそうだし、ちょっと違う例でいくと、例えば62ページあたりの自主防災組織の育成とか、それ以外にもいくつか出てくると思いますけれども、実際にここに挙げたものというのは、この後、具体的に何かするんですかということを感じてしまうようなものがあるわけです。

せっかく挙げて主な取組で取り組むんだらうから、そしたら、さらに拡充したりして何かしてやるものを挙げたはずなんじゃないですかと。そうするとさっき言ったのもそうだし、そんなものを拡充しようがないだらうと。今じゃあ、ここの防災組織だってそれは確かにあればあるし、取り組んでいるものもあるけど、何十年も一所懸命増やそう、増やそうとあっちこちでやっていて、やっと今のレベルに来ているわけですね。それを今回、新たに地域福祉計画で載せてさらにやるんですかとか、それから書き方によっては、地域保健推進員なんかもこういう活動していますよ、という紹介だけのようない感じのものもあるわけですね。それは58ページのところの、例えば、地域保健推進員活動などは、こういう活動をしていますよ、パイプ役していますよ、という書き方なんですね。

そうすると、何のために、これを主な取組のところに載せているのこの感じざるを得ないような、これを拡充してもっとこういう活動しますよとか、何かアクションに結びつくようなものがあればいいんですけども、どうもそうじゃないもの、なんとなくただ羅列しているような感じがするんで、そこをもうちょっと整理した方が、いいんじゃないかという感じがしているの。

古川局長 : 武井委員さんと原田委員さんのご指摘はごもっともだと思うんですが、基本的にこの地域福祉計画につきましては、地域福祉局というのがあって、予算を取って、責任をもってやって計画をつくるというものではないわけですね。

保健福祉局の高齢障害部で介護保険事業計画ですとか、高齢者保健福祉推進計画をつくるというのは、ある意味では直接の責任当事者としてつくるわけですけども、この地域福祉計画というのは、保健福祉局の事業を中心になりますけれども、全体には、教育委員会の事業であったり、市民局の事業であったりですね、他局の仕事を整理していくということが1つございます。ですから、その関係で表現等にも、ちょっと違いが出てくるとということが1つあります。

この選択基準ですが、明確な客観的な、数字的な、基準はありませんが、先ほど川又次長からご説明しましたように、基本的に地区フォーラムで出していたいただいた生活課題、これは区の委員会でまとめるわけですけども、こ

の生活課題をですね、応援するための行政の仕事をきちんと整理していくと。継続して必要なものについては、事業の紹介的な表現にですね、ある程度ならざるを得なくて、学校開放のことにつきましては、非常に地域の需要が多くて、場所も足りなくて、新規参入はできないとかという声も聞いているわけですけども、それは増やせない事情もある中でですね、非常に大事な地域の居場所という、あるいは地域の交流の場ということで、非常に大事な事業なので、公助の基本として必要であるということから掲げていまして、そこは拡充とかは書けないので 事業という格好でしていますが、地域福祉の推進のために、非常に重要だというふうに考えています。

それから食生活改善員。こういったこともですね、意外に市民の皆様知らないことが多いわけでございますけれども、この人たちとの活動は、非常に健康づくりや介護予防といいますが、そういった地域のいろんな問題に貢献をしていると、ですから1つここで大切なこととして、掲げさせておりまして、一所懸命努力して、いろんなところから拾っておりまして、大体それぞれのテーマに即したところで地域福祉を支える公助というものを明らかにして、できるだけ拡充とか、強化とか書けるところは書こうよ、とそういうことで千葉市の地域福祉の進め方をご理解していただくという趣旨でございます。

なお、武井委員ご指摘のように、ちょっとおかしなものもあるかもしれませんが、それはどんどんご指摘いただいて、いいものにしていきたいと思っております。子どもプランなどから、再掲になっているものもですね、そういう事情でございます。

宮本委員長： そうすると、今のご説明で地域福祉を支える公助の仕組みというものが、主な取組というもので、見えるような形で書かれているということでしょうか。

それにしても変だよ、というのがもあるかも知れませんが、それはまた後日お出しいただくということで、基本的には、紹介ということよりも、支える仕組み、基本的な枠組みということを主な取組というふうに表現されているということですね。

川瀬委員： この市計画が、6区の計画内容を踏まえた、市としての取組施策を中心としてまとめたものであるということが前提ですから、この計画の中身はですね、確かに6区の我々の計画というものを十分取り入れている、区の計画をボトムアップされた形でまとめられている。これは、非常にいいと思うんですね。なおかつ、いろいろと市として取組もうとする施策は書いてありますけれども、これは要するに先ほど次長からも、局長からもありましたよう

に、それぞれの個別計画の中身と、行政として、公助として、今後こういうことをやっていきたいという計画の中の先取りといいですかね、そういった段取りを載せておられると思うんですよ。それは非常に評価しています。

いろいろと個々の中身について、いろんな支え合いのいろんなその活動の中身というのは、これはこの1項目とっても、説明しようと思ったら3ページも4ページのものになるわけですよ。だから、この計画の紙面で一応網羅しようと思ったらこのぐらいの表現でしかないのかと思いますし、もちろん今後それを実際に具体的に推進していく段階で、実行していく段階では、もっともっと詳しいものを提示するべきだと思いますけれどね。あとはですね、先ほどおっしゃったように、事務局の方から、市行政の公助的な部分のまだ決まっていない部分もあるけれども個別計画を含めて、それから、区の計画を踏まえて先取りの、網羅したということについては、非常に評価すると思うんですよ。

ただ問題は、その計画をこういうことでやっていこうとすると、全部いっぺんにできませんよね。そういった優先順位をつけるときに、区の計画の整合性ですね。区ではこういうことを、先にやって欲しいというものが出てきておれば、それをまず優先順位にしてあげるとかね。そして、どういう具合に、これ実行していくのかと、公助の部分がこうだよという、その先につながっているのが、当然区計画にある、自助、共助の部分なんですね。それとどう絡みっていくのかということが、構想の中にしっかりと捕まえておかないと、市の計画が先行して区の計画は、それになんかどっちつかずだというのは困るので、市の公助的な施策はこういう、1つのスケッチを描きましたと、それも、そのスケッチを描くにあたっては、区の計画を踏まえたスケッチでしたよと、そしてこれは一応、基本的に個別計画その他を含めて、こういうことをやっていかなきゃいけない、先取りして載せましたよという考え方でよろしいんですよ。

ただ後は、その公助的部分と、区の計画の自助、共助といった部分がどう絡み合っていくのかと、それを検討した過程で、おのずと施策の実施にあたって、優先順位がついていくのではないかと、これがまず1点ですね。

2点目としては、具体的にどういうふうに推進していくのですかと1番最後に載っているんですね。「基盤をつくる」ですね。この部分ですよ。

そして市の地域福祉計画推進協議会、区の地域福祉計画推進協議会。これをどういうふうに推進していくのかと、そして実際にこれを実行に移す場合は、どういう形を考えていったらいいのかということが、やはり5年間の先行きを見越しながら、今から1つの輪郭をつくっておく必要があるのではないかと。だから必ずしも協議会という組織にしる、市の、区にしる、協議会に

しろ、最初と中間と後にはだいぶ形が違っているかもしれませんね。

しかし、この計画を実施していくためには、やはりどういうステップで、どういう形で、実行組織にしていかなければならない、というスケッチだけは、確実にしておかないとならないというふうに思いますので、大事なのは基盤をつくる、進めるという点で、区の計画につきましては、推進協議会的な組織が、重要な検討課題ではないかと、こういうふうに思います。以上です。

宮本委員長： はい、ありがとうございました。

本多委員： 市の計画としては、私は申し分ないと大変なまいきですけど、申し分ないように思っておりますんですが、パブリックコメントですか、その立場から見ますと、だいぶ分からない霞がかかっていて、市民から見ると、あっそうですかというだけだと思うんです。

それで、話がちょっと別になるんですが、私はいざという時に、頼りになる、相談に行くところというのは、前は市議員だとか、自分が信頼を置ける人だとか、そういう人のところに、相談に行ったんですけども、今はそうではございませんし、実際にそういう対場に私が立ちました時に、これだけひどい世の中でも、頼りになるのは、官の人だなと思ったんです。お役所の方は、少なくとも嘘は申しませんし、人をだますようなことは申しません。

ですけど、そうじゃない、民間の方でまじめにやっている方には、誠に申し訳ない話なんですけど、いいことは言うけど、悪いことは言わないわけです。それに民間の人の話に従って、私が行動した場合に、後から失敗してしまったわけなんです、その時にそういうことがありますよ、ということをし、そういう懸念がありますよ、ということを書いてくれた方は、お役所だけでした。

それで私は、つくづくそう思ったんですが、今は国が小さな政府で何もやってくれないようになっておりますし、地方の福祉というものは、今度は市町村が、責任を持っておやりくださるということでございますから、この計画にプラスして、心というんですか、普通の消費者が困った時に、どういう相談に行かれないわけなんです、実際に。一旦民間に相談に行ってしまうと、自分の信念を持ってこれはいいと思ってやっていらっしゃる方のところに、相談に行くわけですから、こういうふうにおやりなさいよってふうに回答されてしまって、それじゃあこうなさい、あーなさいというふうにお膳立てで、結局施設に入ってしまうわけですよ。そうするとそれがその方達だって、倒産しようと思ってやっているわけじゃないんですけれども、たまたま倒産

してしまったら、結局は老後に資金はなくなる、行きどころはなくなるということになるというので、うっかり相談に行かれないという人が、ほとんどなんですね。それでもうちょっと心というか、パブリックコメンターの心をつかむような文言が最後の方にでもあったらよろしいんではと思うことを一言申し上げたいと思います。

宮本委員長： ありがとうございます。

そうしましたら、さきほど、川瀬委員が最後の基盤をつくる、進めるという、このあたりこのところが、かなり重要なところなんですけど、それ以外のところもおありかと思しますので、別に絞らずにもう少しお出しただいて。

川瀬委員： もう1つだけ。限られた紙面で記述されるわけですから、ちょっと難しいかもしれませんが、文言は少なくてもいいから、こう何か訴えかけるような、なるほどなというような、ちょっとこう魅力ある文章と言いますがね、少しこう堅苦しく書くのではなくて、訴えかけるような、文章で読んだ時に例え2、3行であっても、そういうことかなと、なんとなく分かるような、理解を得やすいような文章表現に構成されると、今言ったように、1つの策でもですね、普通詳しく書こうと思えば10ページの本になってしまうようなものをわずか2、3行で書くわけですから、なんかちょっと魅力ある、難しいかもしれませんが、読む方に気持ちにフィットするような文章表現をされたらいかがですかね。お役所流の堅苦しい文章じゃなくって、もう少しやわらかい文章でね、表現されたらより魅力的かなと思います。以上です。

谷口委員： 主な取組のところに関しては意見としては、これは地域福祉計画というところで融合されて、縦割りでなくなってきたんだなということを期待したいと思いますので、これから次期5か年とかで、いろんな意見が出て来たり、各所管の方で、いろいろ検討されると思うのでそちらの方に期待したいと思います。

それでここで1番大事なのは、各区の自助、共助の部分が、どうやってこの市の公的な支援によって動いていくのかなという、区の計画が動くような支援策を行うというふうに、最初の方に書いてありまして、さっき次長さんの言葉の中にもありましたけど、48ページぐらいでしたかしら、学校の空き教室の指針だとか、既存のものを借りるのにどんな手法があったらいいかというそういうふうなところは、評価したいと思います。

推進体制についてなんですけれども、ここに来るまでに、各区のそれぞれ

の案というものをみせていただいた時に、それぞれの区がやはりコーディネーターとか、コミュニティワーカーの必要性とか、お仕事幹旋隊とか、コーディネート機関、暮らしの助っ人隊とか、すごく実働的なものを、区の中で考えているというのがあって、それが果たして、この推進体制で動いていくのかなというところが、とてもこの計画を読んだ時に不安に思いました。

それで、計画の中では、社協の地区部会を強化していくことがありまして、区で議論していた時に、皆さん本当に、社協という名前は知っているんだけど、地区部会57個も今あって、それがどんな活動をしているか実は知らないというような状況がある中で、千葉市はこの計画の中で、それを全部つくっていくみたいな、やろうというような姿勢というのは、分かるんですけども、その地区部会のところに全部集約されて、最初の視点にあった新しいコミュニティづくりの連携ですよ、できるのかなというところがとても疑問なんです。

それで社協の計画を拝見しましたが、市の社協自体が、とても市のお仕事をたくさんやっていかなきゃいけないという、受託しているものがいっぱいあって、そうすると各区の自助、共助の部分回していく、実働していく時の拠点になるところに、地区部会というのが、据えられていて、結局そこを回しているのは、地域の人、ボランティアの人でボランティアセンターが関わったりすると思うんですけども、そこをもう少し市として、支援策みたいなものを明確に書き込んで欲しいなというふうに思ってます。

だから例えば、推進協議会のもとに、実行部隊的なものを各区は置くことができるという一文があれば、各区はもうすぐやっていくことができるし、市の計画に位置づけるということは、ある程度活動費も各区へ回していかなくちゃいけないということになると思うんですけども、各区の計画を読んだ時に、人と知恵とお金みたいな物の大切さをどの区も挙げていて、それを実行していくのにコーディネート機関が必要だとか、コーディネート組織が必要だとか、隊が必要だとか、そして人が巣立っていくことが必要だっていくことが、ほとんど書かれていたと思うんですね。それを実行していくのに、この市の計画が、それを支えているのかなというところで少し疑問を感じていまして、できれば区の社協が法人化とかして、そこにみんな集ればいいとか、既存の地区部会とか、NPOさんとか、地域通貨やっぺらっぺらする人とか、いろんな人が集れば、それで回していくことができるだろうと思うんですけども、それが新しい福祉の姿じゃないかなと私自身思っているんですけども、他の委員さんが、この計画の中で区の自助、共助の部分が推進されていくとお考えになったかというのを、ちょっと委員同士で意見交換できればなというふうに思っているんですけども。

宮本委員長： 大変大切な部分を、ご指摘いただきましたけれども、秋谷委員、いかがでしょうか。

秋谷副委員長： この策定委員会の中でも、この計画の中でも社協のことはいくつか出ていますが、今、谷口委員がおっしゃった区の充実、区の活性化そういったものにつきましては、常に保健福祉局長さん、次長さん、それからその他の部長さんからも日頃常に話があってですね、体制固めについて理解を得られて、これから区の充実を図りながら、各地域のお年寄り、子どもさん、あるいは青年、婦人そういう方たちと、手を携えてコミュニティづくりをやっていこうと、こういうふうに考えておりますので、そこら辺を、きちんと今の段階で、謳えないというところに苦しさがあると思いますけども、含みとしてはそういうことを考えていますので、ご理解いただければと思います。

谷口委員： なかなかその含みの部分を理解するというのは、難しいかなって私的には思うんですけど。例えば、地域の中で出ている話としては、そういう社協の地区部会、元気なところもあれば組織だけあって、有名無実化してあるところもあって、逆に市民が元気なところもあって、そこが本当に、一緒にやれる場というのが、地域を実践して動かしていけるところなんですね。

そこにコーディネーターがいるんですけども、今のお話を解釈いたしますと、社協の方から地域に人を派遣して、そこで地域のコーディネーター部分をやっていただけということが見えているのかどうかという、見えていたら、本当に社協の地区部会みたいなものが推進母体になって、区の自助、共助というところも進んでいくのかなと思うんですけど、社協の地区部会は、やはり予算がついていますよね。ただ、この千葉市の市計画に載ってる区の計画のところでは、今のところは、予算の話も出てこないのでも、もしかしたら、ゼロのところをボランティアだけでやっていくのかなと。ボランティアで、回すだけにしても、いろいろ費用がかかると思うんですけども、そういったところで、本当に人の配置というのが、社協なり、民間、市民なりで、できるような体制を、ここで話し込んでいきたいなと思っています。

武井委員： 今のお話、かなり近いような、だけどかなり違うのかなと感じているんですけど、まず今の推進協議会みたいなものをつくる内容についても、やはり各区でかなり独自性があるだろうと思います。

ここに書かれている内容を見ると、チェックフォローの内容なんですね、広報の問題が若干あるけど、チェックフォローなんですよ。実行部隊、実行する

話が何もありません。これじゃ全然困るんで、まさに昨日も、区の策定委員会をやったんですけども、その辺のところは1番問題で、じゃあ実行部隊が本当に動けるようなことを考えるようにね、それもそういう実行面の作戦会議的なところもあっていいし、そういう機能を区の協議会に持たせないとなつてもできないでしょというところね、この内容は、そういうふうに変えたいねというか、こんなものの中に書くことないじゃないかということで、切ってもらいたいと思うし、それを各区でいろいろ工夫をして考えなければいけないと思うんですね。

ただ本音のところをいうと、実際にじゃあ本当に実行部隊として、どこがいいのという話になると、やはり1番ふさわしいのは、社協の地区部会、社協そのものじゃなくて、地区部会が主体になって、それにいろいろボランティアとか、NPOとか、どんどん吸収していったような、そういう団体が1番その各区の活動を動かすとしたら1番大事だろうし、1番ふさわしいだろうなと、いうような感じに、なっていますし、そこを力を入れてやっていく話だし、それをフォローするための協議会なりでいかないとダメじゃないのというような感じで今、中央区の場合は何か要るんじゃないかというような方向でつくりたいし、推進体制としても、ここの協議会のこういう内容だけではなくて、実行面をもっと伴うものにしていきたい。

それから社協のところの、地区部会に関していうと、さっき谷口委員さんが言われたように、かなり差があるのは事実でね、非常に活動しているところもあるけど、全く実績がないところもある。それも事実なので、それで私は1つ、社協の方には地区部会としては、最低ここまではやってくださいとか、これができるところはここまでとかと、いうマニュアル的なものをつくったらどうかこの前もちょっと提案したんだけど、あまりまだ地区部会ができていないところもあるんで、あまり賛成は得られてないんですけれども。なんかそんな形でもう少し、地区部会そのものをレベルアップしないといけないところが非常にあるし、何かそういうきっかけを、こういう中で逆につくりたいなと思っています。

ちょっとさっき言われた中で気になったのは、地区部会はお金が、予算があるというふうに言われたけど、地区部会の予算というのは、自分達が会員を集めて、その会費の70%が返ってくるだけなので、それ以外は自分達で集めていくだけで、実際には予算がない。地区部会活動をして、進めていく上での1番の問題は、やはり予算の不足なんですね。それをどうするかというので、しょうがないから自分達の会費を納めてくれる会員を、いかに集めるかということにもかなりエネルギーを使っていくわけで、その辺のところはやはり、この中の区の計画を推進していく中では1番問題だと思う。その辺は、わりに意見が

一緒なんじゃないかなと思います。

ただ、市の地域福祉計画でいうと、これを逆にいうとこういう内容、ここに区の計画で書かれている内容でいいんじゃないかと思っている。というのは、実行部隊の中心になるのは、やはり行政なんですね。行政であればその誰がこういうチェックをするところとすれば、市の協議会であれば、そういうチェックフォローでもいいのかな。だけど区の方はね、実行を伴う方をもっとどんどんやらないと、自分達で自助、共助でやるので、そこがしっかりしないかぎり、全然仕方がないなというふうに思っているの、そこを社協の地区部会としてやるとすると予算が1番欲しいのはその地区部会ですということを言いたい。

北委員 : 今、武井さんが言われましたように、千葉市の推進協議会はここで決めた方がいいと思うんですけど、各区の推進協議会は、各区が判断したらいいことではないかと思うんですね。やはり今回各区の計画をつくって、2割しか公募がなくて、8割が市の方から指定された方ということなんですけども、それで進めても、結果的には民生委員協議会だとか、自治会だとか、社協とかに反映しないんですね。最後は結局テーブルをつくって協議するということになってしまったんですけど、そういう意味ではですね、それともう1つは、やはりいろいろな、これから学校開放だとか、あるいは災害時の障害者の救済マニュアルだとか、いろいろつくっていくプロジェクトができていくと思うんですけども、そういう意味では参加する人を拒まない、国の社会保障審議会の国民への呼びかけの文章の中にもこういう団体ということ、幅広くなってなど書いてあるからですね、商店街とか、生協だとか、いろいろ広げて、やはり団体の長だからということじゃなくて、そういう意味では、実行部隊をどうつくるかということが必要じゃないかなというふうに思っているのが1つと、先ほど本多さんが言われたこととの関係だと思うんですけど、この計画を全部見てですね、どうしたら頼りになるところがあるのかということがきくと見えないと思うんですね。

そういう意味では私は事前の意見では、地域ごとの日常生活圏域でいいと思うんですけど、サポートシステムですかね、どこに相談をしたらどうなる、それが市と各区との関係でそういうシステムが、図になって出てくると、極めてそういう意味では分かりやすくなってくるんじゃないか。それが課題ごとに網羅されているからですね、なかなかどこに、相談していいか、どうなんだろうということが、一般市民から見えないということがあると思います。

それから、社協のことに関しては私も非常に興味があるんですけども、広い意味での社協改革と同時にですね、執行部の改革というのは必要だと思うんですね。現在の市社協の分析みたいなレポートを読ませていただきましたけど、

僕は全体としては、やはり社協のいわゆる役員のほとんどが行政の方で占められている。やはり社協プロパーの人が頑張れるような条件づくりをどうつくるかというふうなことが、必要になってくると思うんです。

ここでは、社協については、成年後見制度と、その辺について社協が触れられているというふうに思うんですけれども、千葉市として社協の改革をどう進めるのか、特に人事改革ですね、僕から言わせればですね、もっとやはり市民に出てくるということが必要でしょうし、千葉市の方で社協の方とお話ししたら、地域福祉担当という方は、千葉市社協では2人なんですって。そういう意味では、それでなかなか対応できないという現実もあるわけで、いろいろな団体を巻き込みながらやっていくことが必要だと思うんですけれども、その中で社協のプロパーの人が頑張れるような人事政策をどうつくっていくかということが必要かと思います。

あとここに市民参加条例の制定というのがあって、冒頭から、自助、共助、公助ということが書いてあるんですけど、これだけ見ますと、市政情報の公表という感じで、市のいろんなこういう施策、官の取組に協力するみたいな参加するという条例になっているというふうに一般的な印象を受けるんで、そういう意味では私の意見はですね、ここに自助、共助、公助と書いてあるんだったら、公的部分、要するに、公助、そういう基盤整備を進める中で、市民が参加していくという意味で、公と私とともに参加してまちをつくっていくんだよというそういう条例がですね、僕は必要じゃないかなというふうに思うんですけれど。ただこれは、市の側の執行責任もあるかと思いますが、頑として譲らないというわけではなくって、一応私の意見です。

宮本委員長： 今、北委員から、いろいろ言われた大事なことを言われたんですが、先ほど地域ですね、もっとも具体的な頼りになるシステム、中学校区のサポートシステムですか。これに関しては、具体的にというか、実現可能性ということは、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

北委員： 実際につくっているところはあるんですね。そう珍しいことではないと思うんです。だから、こういう問題がおこったときには、例えばですね、今までの議論の中で、地域包括支援センターといえ、いわゆる高齢者の問題全部をそこに相談すればいいのかと、そこが選んでさらに情報相談に、乗ってくれてサービスも全部提供してくれるのかというふうなことが、それが日常生活圏域のいろんな地区社協との関係だとか、いろいろな形で絵を書けると思うんですね。どういうふうな絵を描く、それを各中学校区のやつを、市全体としてどうフォローするかというふうなことがそこから出てくると思うんですね。

例えば、どんな相談でも中学校区の拠点に電話する。そしたら、それは専門的には障害だとか、いろんな3障害だとか、いろいろな専門性がありますので、その専門について、ここに相談したらいいというふうなことが当然出てくるわけですけども、そうした全体がいわゆるこの中学校区をフォローするような体制をどうしたらいいかというようなそういうサポートシステムというのは、別にどこもつくったわけではないので、他の市でもつくっていることでもあるので、そういう意味では、そういう絵が描けると非常に面白い。それがここに書いてある、都市計画マスタープラン地域別構想の作成促進かなとか、勝手に思っているんですけども、そういうのが提議されるとみんなちょっと元気になってくるんじゃないでしょうか。

宮本委員長： 今のご意見にいかがでございますか。先ほども区のレベルの推進協議会でさえ人と金の問題があると。今のこのサポートシステムについては、人と金はどういうことになるんですか。

北委員： もうすでに一部のところでは障害は障害、高齢は高齢ということで相談機能を分けるのではなくて、整理統合をして、その組織の合理化を図って、効率化を図っていくと、やはり縦割りというのは、金がかかるんだということですよ。

それと在宅介護支援センターについても、千葉市は10いくつある。そこに対するお金というのは、相当のお金が、きっと出されていると思うんで、そういうこととの関係で整理統合してこの地域包括支援センターと合わせて、障害も含めてやったらどうなのかと。試算せいと言われると、ちょっと僕の力ではできないんですけど、市の側の協力が要りますけども、そうして予算が捻出できるかどうか。地域福祉計画というのは、何か新たな財源をつくらないといけないということではなくって、当然、市の財政は厳しいわけですから、今ある財政の中でどこをどうスリム化して効率化して、縦割りをやめて、横断的に施策をすることによって、どういうシステムがつかれるか。それが市民の安心との関係で、どう応えられるかという、こういうことになろうと思うんですね。

そういう意味では、いわゆるソーシャルワークですよ。住民のニーズに基づいて、ソーシャルワークできるようなシステムをやはりどうつくるかということが、僕は究極の地域福祉計画だろうと思うんですけど。

宮本委員長： そうしましたら、あと15分という時間なので、その範囲の中で一応今日の分をまとめなければいけないんですけども。

要するに最後の、住民基盤をどうつくるかという、究極のこの重要なところ

なんですよ。それで今、北委員は、まさに地域総合ということで、中学校区、それから区、そして市という形で、きちんと段階的にシステムが成り立つようなものを提言するべきだと、こういう話なのですが、いかがでございましょうか。

島村委員：北さんの意見に、賛成なんですけどね。もう1つ考えてみると、例えば、我々は市民の前に、県民である。市民であって、区民であって、町民である。そうすると今度の策定、これも市の策定と区の策定がある。そうすると、それを読むものにとって、私は市民で読んだらいいのか、区民で読んだらいいのか、その読み方によってだいぶ違ってくる、ましては、地域といういろいろ名詞が使われているわけですけども、市から見ると、地域というのは、区であるとかそんな段階でしょうけれども、区から見れば、町単位になってしまう。こういういろいろその地域、あるいは地域住民、市民、いろいろその表現がね、かなり狭義の世界と、広義の世界と、両方が使われている。このあたりをもう少し整理された方がいいのかなと、そんなような感じがします。

宮本委員長：藤野委員どうぞ。

藤野委員：藤野でございます。地域の福祉計画の中で、実働部隊というのをつくるには、やはり担い手になっている方、担い手は策定委員会の方で、作業部会で決めたことで、担い手に指名された人は分かっていないんですね。そういうこともありまして、担い手は実際に実働部隊になると、実際に活動するのは、社協の地区部会が、いろんな方が集合体で集っていますので、1番働きやすいんじゃないかと思っているんですが、社協の本部の方から社協の地区部会は下部組織じゃないんですよ。ですから、実際に命令されたり、指示されたりはしていないと思います。

ただ、そういう形の上で、やはり実働部隊をどうやってつくったらいのかという問題があります。

それから、相談業務の窓口が、だいぶ多くなっているんですが、これは行政でやってもらえるとは思えないんですが、民間へと、官から民へということなんですが、相談員をどういうふうな位置付けをしたらいいのかという問題もありますし、やはり説明が必要なのかなと思います。

やはり、その所管の明確さが必要になるんじゃないかなと、実際に実働部隊のリーダー格になる人は見えないんですね。だから、それをどうやって、リーダーになって指示を与えるのかという問題もあると思うんですが、その問題をどういうふうな形で説明するのか、難しいかなと思っています。以上です。

金澤委員 : この計画の中で、主な取組というところに非常にこだわりがございまして、先ほど、川又次長さんからお話があったことは、私それなりに了解はしております。しかし、地域福祉計画がまとまって、一般に公表された時に市民が、この主な取組というものを、どのように受け止めるかということがあるのではないかと思うんです。こういう主な取組があれば、まずそこをご覧になってこういうことをやってくれるんだなと、なぜこれが入っていないのかなとか、こういう思いをするのではないかと思うんですね。そういう意味で、この主な取組という欄については、やはり十分に市民に誤解を与えないような書き方をしっかりとして、書いていただくということが必要なんじゃないかと思うんです。

特に全体的に見ていきますとですね、人権問題についての取組が、非常に弱いという感じがいたします。例えば、高齢者については、地域包括支援センターの中でやりますよということがありますが、それ以外の障害者やあるいは母子家庭だとか、児童だとか、そういう人達についての人権問題に、地域福祉としてどう取り組んでいくかという書き込みが足りないし、またやろうという姿勢が弱いのではないのだろうかという感じがいたします。

先ほど局長さんからお話ございましたけれども、児童虐待防止法というのはもう施行されておりますね。それから高齢者虐待防止法については、この国会で成立する見通しが出てきておりますが、残りの障害者虐待防止法については、今、勉強中ということで、まだまだ法案としてまとまっていない状況にあるわけです。

その法律ができてから、市が対応するということではなしに、今のうちから、虐待防止というのはどういうふうに取り込んだらいいのかということも主な取組の中で、1つの柱立てとして取り入れていただく必要があるのではないかという感じがいたします。それから、虐待にはDV(ドメスティック・バイオレンス)というのも入ってくるわけです。

このDVというのは、私が申しているのは、実際にDVを受けまして、離婚をするという方から、私いろいろ相談を受けておりまして、このDVというのは、すごいすさまじいものだなという感じがしているわけです。

ただし、このDVについて、DV法という法律がありますよね。そこでこの中で医師会というのが入っておりますけれども、DVということが明らかになった場合、医師は警察官に通報する必要がありますよといった規定があります。

ところが実際に、私が今相談を受けているDVを受けた離婚問題についての方のお医者さんが、全然そういう動きをしてくれないんですね。

診断書もそのように書いてくれといっても、書いてくれない。そうなるんですね、いったいこのDVというのは、女性の権利というのを、非常に踏みにじ

った行為、行動であるわけですね。ですから、この辺もやはり、もっと強く出していいんじゃないかと。

繰り返しになりますけども、主な取組というのは、市としての考えは、よく分かりますけれども、逆に市民の立場になると、こういうことをやってくれるんだとか、あるいはこういうことをなぜやってくれないんだろうか、取り上げてもらえないんだろうかという目で見ますので、やはりその辺のところをしっかりと書いていただく必要があるだろうと思います。繰り返し申し上げたいと思います。

宮本委員長： ありがとうございます。今の件は、よろしいですね。では谷口委員どうぞ。

谷口委員： 今日の策定委員会後、12月のパブコメに入ることだったんですけども、ちょっとこのままでいいのかなという思いはしています。

それで少し批判的に言わせていただきましたら、さっき北さんの方から、社協の人事的な改革も必要ではないか、みたいな話があって、この計画の中では、地域はやはり社協の地区部会に任せるみたいなところの雰囲気みたいなものがありますよね。その中で、私達が各区でつくった計画を、自助、共助の部分を、どうやっていくかという時の、担保性みたいなものが、やはり市の計画の中に、1行でもいいから、入っていて欲しいなというのが私の個人的な思いで、それで地域では、各区がそれぞれ、独自の自助、共助の方式でやればよいと思うんですけども。

その時に例えば、社協の地区部会というところが、もっとゆるやかな形であればいいな、その流れがやはり、ボランティアセンターがもっとゆるやかな形になるんだろうし、どんな団体でもそこを使えとか、どんな参加の仕方であっても社協の地区部会とともに地域をつくっていけるとか、そういう北さんが言われていた中学校区、社協の地区部会も中学校区だと思うんですけども、新しい動きをつくっていけるような、区を応援する市の計画みたいな、そこを1行でも欲しいなというふうに思っています。

宮本委員長： その1行、谷口さん、具体的にはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。パブリックコメントが近づいているんですけども。

川又次長： すいません、区の推進協議会のイメージなんですけども、武井委員の方からもございましたけども、我々としてはこれを何とか評論家的な人が集って議論するだけのものというよりは、むしろ実務的なものにしたいと考えております。

77ページの区の地域福祉計画協議会のところでは、ちょっとこなれた言葉

ではないかもしれませんが、「情報のプラットフォーム」という言葉を使わせていただきました。これは、そういう意味では、いろんな地域で、様々な活動をされている方が、個人も団体も含めていらっしゃると思います。

視点の第2のところ、まさに連携というところで、いろんな団体、自治会、町内会はじめ、それから地域を基盤とした団体、それからNPO、ボランティアのようなその機能なり目的で結びついた様々な団体が連携していきましようという第2の視点の部分、市として応援する1つのツールとして、この協議会を使っていただけたらということで、「情報のプラットフォーム」と、この場所でいろんな団体の方、それから担い手の方、リーダーの方、この場を活用して、いろんな情報交換をしていただいたり、相談をしていただいたり、協議調整をしていただいたり、そこに集る人達で、例えば、同じメーリングリストをつくって同じ情報を、共有したり、情報交換したりですね、そんな形で、その場を通じて、新たな事業みたいなもの、新たな取組みみたいなものが生まれてくる可能性もあると思います。そういう意味では、新たな事業のインキュベーター的な機能も持ってもいいと思います。

そういうことで、我々としては、これをむしろ活用していただけたらと。むしろ、地域で活動されている方が、うまくこれを活用して、今までの活動の輪を広げたり、深めたり、今まで話をしたこともなかった2つの団体が協力して何かをやってみるとか、何かそういうきっかけとして、この場を活用していただけたらということでこの推進協議会というものになったらいいなと思っていて、委員も固定してやらなくてもいいと思うんですね。その区でその課題に応じて、いろいろなやり方があると思います。

この市の計画、公助で整理していますので、市として公助として、応援するものとして、この推進協議会を位置づけ、必要な事務的な経費も予算も措置をして、社協の区事務所にも協力をお願いしながら、市として1つお手伝いできるんじゃないかということで、載せています。これをどう活用していくか、あるいは例えば、この下に、また実行部隊をつくりたいとか、それは制約するものではありませんし、いろんな形で工夫をしていただければいいと思います。ただ、例えば全部の中学校区に、プロジェクトをつくってという形でも、そこに予算を全部措置してくれとか、人を1人ずつ貼り付けてくれと言われるとちょっと無理なわけですけども。

我々として、公助として活用していただけるプラットフォームをつくるというのも意義があることかなと。そういう思いを込めて、区の協議会を書かせていただいているところです。以上です。

宮本委員長： そろそろ時間ではあるんですけど、ちょっと今の件について、つめるという

意味でのご意見をいただければ。

武井委員 : そういう公助として、区の推進協議会を置いてそこにそれなりの支援をしていくというのは、いいと思うんですけど、1番気にしているのは、ここの区の協議会の中の項目をこの点で4つ書いているわけですね。こんなことはいらないでしょと言いたいのが第1ですね。各区の中では、みんな思いがあってね、ここの中の似たような推進協議会みたいなものをみんな作りましょうというのが全部各区あるんだけど、ある程度その中でむしろ、こういうものを進めていくための作戦会議的な実行計画を、実行する舞台の計画案みたいなところの打ち合わせ会みたいなところに、重点を置きたいという思いもあるわけですよ。そうするとこんなところで、この4つで制約されるのは、非常になかなか話だから、ここは削除してくださいよという話をしました。

宮本委員長 : そうですね、ここのところはよろしいですね。北委員いかがでしょうか。そのあたりにおさまってよろしいんでしょうか。

北委員 : よろしいと思います。

藤野委員 : 基盤をつくるというところで、施策の方向付けというところで、地域福祉推進の中心的な役割を担う組織である社会福祉協議会の機能を強化し、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、住民の参加のための支援を行いますというところで、社会福祉協議会は、重荷をだいが背負っているような感じがするんですね。副委員長いかがですか。

秋谷副委員長 : ここに書かれておりますとおり、機能強化これは今後していくつもりで我々もおりまして、今十分協議を重ねておるところでございますので、機能強化されるとお思いますので見届けて下さい。

宮本委員長 : 山本委員せっかく駆けつけていただいて、今日の議論をまずお耳に入れないで、発言をと言ってもあれですけど、何かありますか。

山本委員 : すいません、遅れまして本当に申し訳ないです。失礼しました。  
もう議論が出ていたら大変失礼なんですけど、一言だけ。  
これからですね、この計画をつくって、その後ですね、計画の実施を見届けていくということ、どういうふうにしていくのかなというのが、中に書かれていたと思うんですけども、その辺をたぶんパブリックコメントなんかでも、

指摘があるかなという感じがしていますので、それ以上書く必要があるかどうかというのは、やはり計画をつくって以降、どうそれを実行していくかというところを、重視していく必要があるんじゃないかなというふうに、私はちょっと思っていました。以上です。

宮本委員長： はい、ありがとうございました。それでは、まだ出し足りない部分もあるかと思えますけれども、一応予定の時刻過ぎておりますので、議論はここまでということにさせていただきたいと思えます。

では、今後の段取につきまして、事務局の方からご説明していただければと思います。

川又次長： 冒頭、タイトルの件でご意見ございました「花の都ちば 支えあいプラン(仮称)」という形なんですけど、市としては、「花の都ちば」という形で都市イメージの確立ということで推進していることもあり、何かこういうタイトルで打ち出したいなとは思っているわけですけども、皆様から、いろいろ広く意見をお聞きするというのも大切だと思いますので、「ささえあい」というのは、この間ペーパーで意見をいただいた中に、「ささえあい」というようなご提言もあったので、仮でこのような名称にしていますが、もしこの場で皆さんの方から、これに関するご意見あれば、それを踏まえて、いろいろ考えてみたいと思うんですが、パブコメの時には、一応、市としての思いもありますので、名称も含めてパブリックコメントの対象にさせていただきたいと思えます。

宮本委員長： では、今後の日程について、ご説明をお願いします。

弓削田課長： それでは、今後の作業でございますけれども、本日いただいたご意見、そして、後ほど説明させていただきますが、文章によって提出いただきました意見を踏まえまして、委員長さん、副委員長さんとも相談をしながら、素案に修正をいたしまして、あと事務局の責任におきまして、12月のパブコメの手続きに入らせていただきたいと思います。

それで、文章の提出の関係でございますが、この中で字句であるとか、誤字といいますが、字句、あるいは文章表現などにおきまして、お気づきの点があれば、事務局あてに郵便でも、FAX、メール等によって、ご提出をしていただきたいと思います。

期限ですが、大変短くて申しわけございませんが、11月2日、1週間という形になるんですけども、お気づきの点がございましたら、お寄せいただきたいと思います。

なお、次回の策定委員会でございますが、パブコメを終えまして、2月頃、目安としてはなろうかと思えますけれども、また計画策定に向けてのご議論をいただきたいと思えます。以上でございます。

宮本委員長： どうもありがとうございました、では以上をもちまして、この策定委員会は、ここでおしまいにさせていただきます。

どうも長い間ご苦勞ございました。お疲れ様でした。